

**放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン（平成29年総務省告示第159号）及び放送
受信者等の個人情報保護に関するガイドラインの解説の改正案に対する意見**

該当箇所	意 見
全体	<ul style="list-style-type: none"> ● 当連盟は、本年1月19日開催の総務省「放送分野の視聴データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会」（以下、視聴データ検討会）第5回会合において、昨年12月に公表した「視聴データの取り扱いに関する基本的考え方」に基づき、「視聴データの適切な活用は視聴者のニーズ、利便性を向上させ、豊かな放送文化の実現に寄与する」「放送の媒体価値向上の有効な手段となる」と、視聴データ利活用の意義を説明しました。 ● 当連盟の会員テレビ各社は、上記の「基本的考え方」に基づき、法令の遵守及び視聴者のプライバシー保護を大前提として、視聴者への告知やガバナンスの徹底といった具体的施策に取り組んでまいります。 ● 本ガイドラインの改正が会員テレビ各社による視聴データの適切な活用に資する内容となるよう要望します。
(適正な取得) 第8条第2項第7号	<ul style="list-style-type: none"> ● 本案において記載の「外国」は、「外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）」と定義されていますが、本年4月1日に施行される改正個人情報保護法（以下、改正法）第28条第1項における「外国」の定義は、「外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下この条及び第31条第1項第2号において同じ。）（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条及び同号において同じ。）」となっています。 ● 本案の「以下同じ。」という定義で受信者情報取扱事業者に不都合が生じることがないかの確認を求めるとともに、改正法と平仄を合わせる趣旨で、適用除外となる「外国」を定義した後者の括弧書きを追加することを要望します。
(視聴者特定視聴履歴) 第42条第2項	<ul style="list-style-type: none"> ● 本案において、本人の同意を得られていない場合における視聴者特定視聴履歴の利用目的について、①放送の受信、放送番組の視聴又は放送番組の視聴に伴い行われる情報の電磁的方式による発信若しくは受信に関し料金又は代金の支払を求める目的、②統計の作成の目的、③匿名加工情報の作成の目的という範囲に制限されていますが、改正法の趣旨に照らして、「④仮名加工情報の作成の目的」を加えることを要望します。 ● 改正法において仮名加工情報が新設された趣旨は、匿名加工情報に比してより簡便な加工により得られる新たな個人情報の類型を設けることで、我が国の民間事業者におけるデータの利

	<p>活用、ひいてはイノベーションの促進を図る点にあります。</p> <ul style="list-style-type: none">● 民放事業者としても、仮名加工情報の利活用に関して、2021年度総務省実証事業において、視聴者のプライバシー確保とデータとしての有用性維持の両面から有識者を交えて確認してまいりました。● 仮名加工情報の取扱いは「視聴データ検討会」において今後継続的に検討されると承知していますが、視聴者の安心安全と利活用を促進する有効な手段と考えていますので、「視聴データ検討会」で積極的に検討いただき、本ガイドラインに記載いただくことを要望します。
--	--

以 上